



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

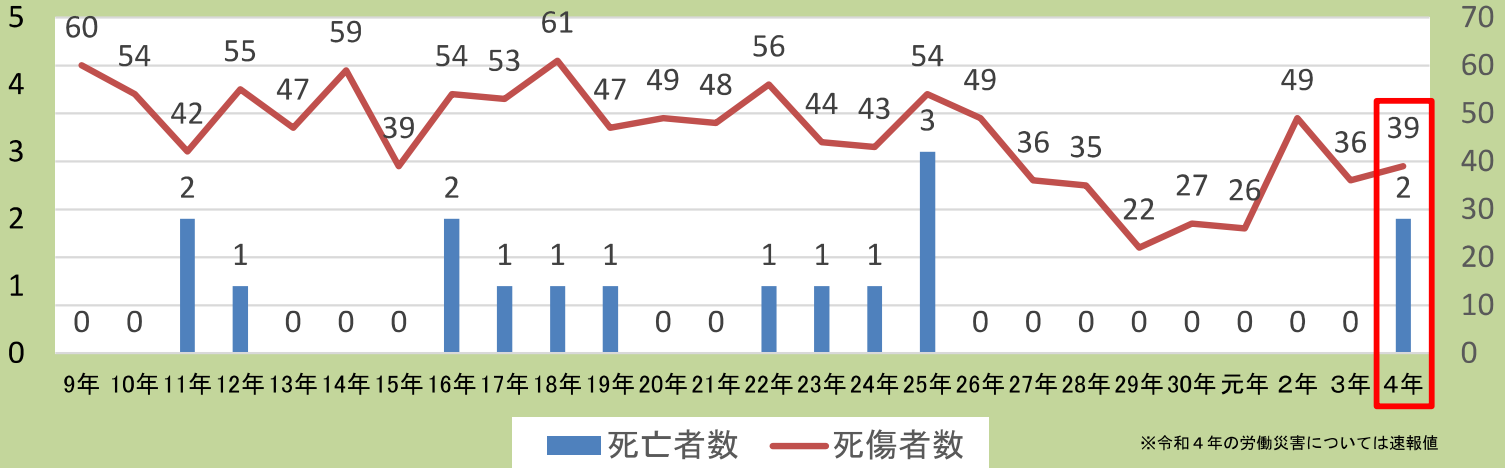
【運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日】

令和4年
10月号

目標を達成することができませんでした

令和4年の夏季死亡災害ゼロ101日運動期間が終了しました。これまで8年連続で対象期間中の死亡災害ゼロを達成しておりましたが、令和4年の6月に足場からの墜落による死亡災害が1件、7月に交通事故による死亡災害が1件発生し、9年連続目標達成とはなりません。死亡災害はあってはならないものですし、軽微な災害であっても死亡災害につながる可能性はあります。事業場の皆様におかれましては、引き続き労働災害防止対策の推進を行っていただきますようお願いします。

夏季死亡災害ゼロ101日運動・年別発生状況



令和4年の夏季死亡災害ゼロ101日運動期間中の休業4日以上労働災害は39件（速報値）で、前年同期比3件の増加（+8.3%）となりました。事故の型別では、転倒が10件で全体の26%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが9件（23%）、墜落・転落、切れ・こすれ、高温・低温の物との接触がそれぞれ4件（10%）となっています。重点事項について、各事業場へ訪問した際に、はしごや脚立のチェックリストを活用した墜落・転落災害防止対策や機械の操作盤への清掃中・調整中の掲示による機械のはさまれ・巻き込まれ災害防止対策、未熟練労働者教育マニュアルを活用した労働安全衛生教育の実施等の取り組みがみられました。

労働災害発生状況（令和4年8月末時点）

- ◆令和4年8月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は111件で前年比+26件（+30.6%）となっています。新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、85件と前年比と同数となっています。
 - ◆事故の型別では、転倒が27件で全体の24%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが14件（13%）、墜落・転落が11件（10%）、となっています。
 - ◆業種別では、製造業が27件で全体の24%を占めており、次いで運輸業が14件（うち死亡災害1件）（13%）、建設業12件（うち死亡災害1件）（11%）、商業8件（7%）となっています。
- ※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

災害事例

《製材業》 ○事故の型：はさまれ・巻き込まれ
○50代男性（経験年数1か月） ○休業見込み：1か月
送材車付き帯のこ盤を使用して、原木の製材作業を行っていたところ、原木を固定するツメから原木が外れ、送材車をのハンドルと原木に足をはさまれ負傷したものの。

《土木工事業》
○事故の型：崩壊、倒壊
○30代男性（経験年数16年） ○休業見込み：10日
深さ約2メートルの掘削箇所配管の清掃作業を行っていたところ、既に掘削した箇所の土が崩れて被災者が埋もれ負傷したものの。

受動喫煙防止対策補助金について

リーフレット
「受動喫煙防止
対策助成金の
ご案内」



健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されています。
職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご利用ください。
令和4年度の交付申請は、令和5年1月31日までとなっています。
交付要件や対象は、リーフレット「受動喫煙防止対策助成金のご案内」等をご確認ください。



一関労働基準監督署

第73回全国労働衛生週間がはじまります！ 令和4年10月1日(土)～7日(金)

夏季死亡災害ゼロ101日運動通信 令和4年10月1日(土)～7日(金)

第73回全国労働衛生週間の実施について
令和4年10月1日(土)～7日(金) (実施期間:9月1日～30日)

労働災害の防止につきましては、日頃より格別の御理解、御配慮を賜り御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働者の健康増進や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を通じて労働者の健康を確保するため、中央労働災害防止協会と共同で全国労働衛生週間を主催しております。

本年のテーマは「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」です。

各事業場の皆さまにおかれましては、全国労働衛生週間実施要領を参考に、ぜひご参加ください。本運動通信特別号記載の取組等を参考に、労働衛生管理活動の充実の実行に取り組みいただきますようお願いいたします。

実施期間(9月1日～30日)に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の拠点検を行います

- ① 適度な労働による健康障害防止対策
- ② 職場におけるメンタルヘルス対策
- ③ 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組
- ④ 労働災害予防観点からの高齢労働者に対する健康づくり
- ⑤ 化学物質による健康障害防止対策
- ⑥ 石綿による健康障害防止対策
- ⑦ 職場の受動喫煙防止対策
- ⑧ 労働と仕事の両立支援対策
- ⑨ 労働者の健康増進の取組
- ⑩ プレワーク中の労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項

- ① 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡回
- ② 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ③ 労働衛生に関する有料雑誌、功績者などの表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ⑥ その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設労働災害防止協会、海上貨物運送労働災害防止協会、建設労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
一関労働基準監督署

一関監督署作成
「運動通信特別号(全国労働衛生週間の実施について)」



一関監督署からのお知らせ

検索

期間:10月1日(土)～7日(金)
スローガン:あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場

今年も全国労働衛生週間の時期となりました。各事業場で活発な取り組みをお願いします。

実施事項は下記のとおりですが、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策にも留意するようお願いいたします。

- (1) 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡回
- (2) 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- (3) 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- (4) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- (5) 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- (6) その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

林業死亡労働災害多発警報発令中！ 令和4年8月19日～11月末

岩手県内の令和4年7月末における林業の労働災害による休業4日以上死傷者数は24人となっており、前年同期比3人(+14.3%)の増加、死亡者数は3人と多発している状況です。

一関管内では、7月末時点で3件(前年同期比+1人)となっています。

このことから、林業・木材製造業労働災害防止協会では、「**林業死亡労働災害多発警報**」を発令し、期間中の緊急連絡集団指導の開催や現場安全パトロール等の取り組みを行う予定です。期間は令和4年8月19日から11月末日までとなっています。

事業場の皆様におかれましては、「労働安全衛生規則」、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等を確認の上、安全対策の徹底をお願いします。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的
厚生労働省では、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号、以下「安衛規則」といいます。)を踏まえ、平成27年にチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)(H27.11.7第3号)を改定し、平成27年10月1日より「ガイドライン」として運用しています。本ガイドラインは、チェーンソーを用いた伐木等作業の安全に関するガイドラインとして、ガイドラインとして運用しています。

2 概要
(1) 伐木等作業における保護具等の選定及び着用
① 作業現場の状況に応じて、防護性能が高いことと併せて、作業性が良く、取扱いが簡単なものを選択すること。② 作業現場の状況に応じて、防護性能が高いことと併せて、作業性が良く、取扱いが簡単なものを選択すること。③ 作業現場の状況に応じて、防護性能が高いことと併せて、作業性が良く、取扱いが簡単なものを選択すること。

チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドライン



林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1 趣旨・目的
厚生労働省では、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号、以下「安衛規則」といいます。)を踏まえ、平成6年に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H6.7.1第4号)を改定し、平成27年10月1日より「ガイドライン」として運用しています。本ガイドラインは、チェーンソーを用いた伐木等作業の安全に関するガイドラインとして、ガイドラインとして運用しています。

2 概要
(1) 事業者は、緊急時に迅速な連絡体制を整備すること。
① 事業者は、作業現場の状況、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡手段の状況等を踏まえ、緊急時(労働災害が発生し、労働者が所在不明等を行う。)に迅速かつ適切な連絡手段を整備すること。② 作業現場における安全の確保、労働災害発生時の連絡等を行う労働責任を明確にすること。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン



令和3年度厚生労働省委託事業「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」

伐木作業の安全対策の規制が変わります！
～伐木作業を行うすべての業種が対象～

リーフレット
「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！」

リーフレット
「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！」

リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」

リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」

リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」

リーフレット
「木材伐出機械等も規制の対象になりました」

【担当者から】

令和4年も残り3か月となりました。朝晩は少し寒さを感じます。季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもありますので、十分な睡眠やしっかりと朝食を摂るなど日頃の体調管理をお願いします。

冬季は凍結路面による転倒災害や交通労働災害のリスクが高まります。今のうちから、危険箇所の確認や耐滑性のある靴への代替、転倒予防体操の実施等の転倒災害防止対策の実施をお願いします。